

地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)整備事業者の公募に関するQ&A

【問1】

応募資格のうち、「(1)徳島市内に法人事業拠点を置く(法人登録の所在地が徳島市となっている)社会福祉法人であること。」の解釈は、徳島市内に法人が運営している事業所(例えば、老健、グループホームなど)があればよいのか、法人本部がなければならないのか。

【回答】

法人の登録所在地が徳島市になっていることが要件です。事業所が徳島市にあるだけでは応募できません。

【問2】

資金収支計画における整備に必要な資金の裏付けとなる資料は、資金を融資と寄附金等で予定している場合はどのような資料を添付すればよいか。また、それはいつの時点で提出するか。

【回答】

整備に必要な資金の裏付けとして、残高証明書などを添付していただきますが、借り入れで調達した現金、預金等は自己資金として認めません。

自己資金として、寄附を見込む場合は、寄附の確実性を確認するため、贈与契約書、贈与者の残高証明書などを資料として求めます。詳細は、事前協議の際に指示します。

これらの資料は、応募の際に提出していただきます。

【問3】

「施設建設費に占める自己資金の割合」で示された自己資金はいつまでに確保することが必要か。また、「施設建設費に占める自己資金」とは別に「運転資金に占める自己資金」を確保しなければならないのか。

【回答】

「施設建設費に占める自己資金」と「運転資金に占める自己資金」は、それぞれの費用において要項でお示した割合で自己資金が確保されている必要があります。

応募の際に、施設建設費及び運転資金における自己資金が、確保されていることが確認できる書類の提出をお願いします。

自己資金として、寄附を見込む場合は、問2と同様です。

【問4】

資金の借り入れ先として、「独立行政法人福祉医療機構及び同機構と協調融資覚書を締結している民間金融機関に限る」とあるが、徳島市の地域総合整備貸付(ふるさと融資)から借り入れることは可能か。

【回答】

要項では、「借り入れ先は、独立行政法人福祉医療機構及び同機構と協調融資覚書を締結している民間金融機関に限ること。」としていましたが、「地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)」も追加します。

ふるさと融資については、徳島市企画政策課(TEL: 621-5085)にお問い合わせください。

【問5】

設計者(設計事務所)の選定方法について規定はあるか。

【回答】

建物の設計料は、施設整備補助金の対象ではないため、設計者の選定方法については定めていません。

しかし、社会福祉法人の場合は契約方法が社会福祉法人関係法令及び通知で決められているので、遵守してください。

【問6】

公募による小規模特養を整備すると同時に、同一敷地内に別棟でデイサービスセンターを新たに独自整備しようと考えているが、応募書類に指定されている「工程表」「位置図」「配置図」「平面図」「立面図」は、小規模特養に係る部分だけで構わないか。それともの独自に整備するデイサービスセンター部分についても上記書類は必要か。

【回答】

小規模特養整備事業者公募に関する応募書類は、小規模特養の整備に係る部分のみ提出してください。

同一敷地内に別棟で建設されるデイサービスセンター(公募以外の部分)について、提出する必要はありません。ただし、応募書類として提出していただく小規模特養の「位置図」「配置図」に、デイサービスセンターの予定地を記載してください。

【問7】

建設予定地について、土地の売買仮契約を締結する予定であるが、現在、当該土地には当法人が所有しない建物があるため、最終的には分筆を行い建設に必要な土地のみ購入する予定である。土地の売買仮契約を締結するにあたり、対象となる土地の明記の仕方等や仮契約の内容に基準はあるか。

【回答】

募集要項の「9建設用地⑤」のとおり、土地を購入により取得する場合、応募の段階では所有権を有していなくても売買が確実であることが確認できれば構いません。

その場合、条件付契約書等の内容については、特に定めていませんが、建設予定地の売買が確実であることが確認できるものとしてください。

【問8】

小規模特養(29床)事業開始後、数年後(3年～5年後)に増築は可能か。

【回答】

募集要項の「1募集対象施設等」のとおり、施設の形態は全室個室ユニット型(定員29人・3ユニット)とし、単独施設に限ります。同一建物内での他の介護事業所、施設又は住居等との複合施設としての整備は認めていません。

よって、数年後であっても他の介護事業所、施設又は住居等を目的とした増築はできません。

【問9】

問2の回答に、自己資金として、寄附を見込む場合は、贈与契約書、贈与者の残高証明証などを資料として求めるとあるが、贈与契約者は「公募に落選した際は無効とする」等の制限付きの契約で可能か。

【回答】

公募で整備事業者として選定された場合に、寄附が確実に行われることが確認できる資料であれば構いません。ただし、問2の回答のとおり、これらの資料は、応募の際に提出していただきます。

【問10】

応募書類の提出後に、配置図、平面図、立面図、設計内容の修正は可能か？
(例)当初予定していたトイレの位置を変更するなど

【回答】

応募書類として提出した配置図、平面図、立面図等は審査資料となるため、原則として応募後に変更することはできませんので、十分に検討を重ね作成してください。

なお、審査に影響がないと考えられる軽微な変更については、個別に協議した上で変更を認める場合があります。

【問11】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第61条第2項の要件を満たす場合、耐火・準耐火を要しない木造平屋での建設は可能か。

【回答】

特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準第61条第2項の規定では、「都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。」とあることから、徳島県にお問い合わせください。なお、担当課は徳島県保健福祉部長寿いきがい課 (TEL 088-621-2159・2182) です。

【問12】

建設用地について、賃借契約にて合意が取れた為、念書として合意を明確にし、募集書類への添付を検討していますが、念書で可能か。

【回答】

募集要項「9建設用地」⑤と同様に、(条件付)契約書を添付してください。

【問13】

食事の提供方法について、隣接事業所の厨房を活用(一括調理)し新設特養の利用者へ食事の提供をする事は可能か。
また、食事の食材について、チルド食を使用しての提供は可能か。

【回答】

基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の「第3 地域密着型サービス」「七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」における「4 運営に関する基準」の「(7)食事」及び「5 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」の「(6)食事」を参照してください。

〈「介護報酬の解釈平成27年4月版」社会保険研究所 p555 p577〉

【問14】

要項19に記載の審査の着眼点、立地・ハード(28番)地震・津波等自然災害への対策項に大規模地震・津波・風水害等自然災害に対応した構造の建物となっていることとあるが、階数と工法が判断基準となり、優劣を判断する要素となりえるのか。

また、なりえるのであれば、対応した構造の基準となるものは、どこから参照すれば良いか、また基準となる法的根拠資料等があれば、お教えいただきたい。

【回答】

審査の着眼点 28 地震・津波等の自然災害への対策では、「大規模地震・津波・風水害等自然災害に対応した構造の建物となっていること。特に津波災害警戒区域(イエローゾーン)にあつては、避難確保計画の作成や津波避難訓練の実施など避難対策についての取組み」としています。

これは、応募者に建物の構造やその他の取組みが大規模地震・津波・風水害等自然災害に対応できることについての説明を求めるものです。